

広島県告示第九百六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾土生港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和三年九月三十日

土生港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾土生港放置等禁止区域

金山地区・西浜地区・田熊地区

1 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島田熊町の国土地理院三等三角点「西倉」（北緯三四度一八分二四秒九三八四、東経一三三度〇九分三〇秒七〇〇、標高一八八・五七メートル）

基点一 基準点から一九一度一〇分〇九秒の方向九一六・五二メートルの点

基点二 基点一から二九九度三一分五九秒の方向五八・六九メートルの点

基点三 基点二から二四六度一分一三秒の方向三六・三四メートルの点

基点四 基点三から一八一度三三分四〇秒の方向二八・二八メートルの点

基点五 基点四から一三六度三三分四〇秒の方向三二・七八メートルの点

基点六 基点五から一一三度一七分三二秒の方向三一九・八二メートルの点

基点七 基点六から一一六度四九分四〇秒の方向四八九・九九メートルの点

基点八 基点七から一〇四度四九分一〇秒の方向三四六・〇四メートルの点

基点九 基点八から二九度〇四分二二秒の方向三八・六九メートルの点

二 地方港湾土生港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物